

## 学校保健安全法と運動会・体育祭の事故への対応

和洋女子大学 特任教授 しばない やすし 柴内 靖



### 【Case】

県内のある中学校では、毎年9月に運動会が実施され、組体操が見どころの一つとされていた。夏休み明けの練習開始から1週間がたったある日の5時間目、タワー型の組体操の練習中、生徒Aが4段タワーの3段辺りから落下した。近くにいた教師2名が落下を防ごうとしたが受け損ない、生徒は地面に背中から落下した。落下場所から動かさず、すぐに救急車を要請し、病院に搬送した。診断の結果は、頭部には異常がなく、頸椎捻挫と右腕の打撲であった。

### 【関係法令】学校保健安全法第1条

「この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図れるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」

### 【ワンポイントレッスン】

運動会や体育祭は児童生徒にとって楽しみな行事であり、単に競うだけでなく、友人や学級の輪を広げる行事の一つである。その一方で、運動会等での事故、とりわけ組体操の事故は大きな問題として取り上げられ、各学校でも毎年種目について議論されている実情がある。

### 1 組体操による事故の状況

独立行政法人日本スポーツ振興センターの調査では、平成27年度の医療費の給付が行われた組体操における負傷事故は、全国の小・中・高等学校において7,600件を超えており、

その内容は、挫傷・打撲は約38%で一番多いが、骨折・捻挫の割合も高い状況である。

### 2 学校保健安全法第26条

「学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（略）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定められている。

「タワー型」や「ピラミッド型」の組体操による事故が多発したことから、平成27年度から、組体操における危険度の高い種目に対する制限や禁止を打ち出す教育委員会や、毎年運動会等の調査を実施し、事故分析をして事故防止に努める地方公共団体が見られるようになった。

### 3 組体操等による事故の防止について

この問題に対して、国は一律の規制はせず、その代わりに平成28年3月に、スポーツ庁政策課から「組体操による事故の防止について」が出された。内容は、組体操による事故が8,000件を上回る負傷者状況から次のようなことを考慮し、事故防止対策を講じるよう地方各公共団体や各学校に対して求めている。一つ目は、各学校において、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員の共通理解を図ること。二つ目は、各学校において、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。三つ目は、タワーやピラミッド等生徒が高い位置に上る技等は、確実に安全な状態で実施できないと判断される場

合、実施を見合わせる。万が一、事故が発生した場合、その原因を究明し、活動の見直しや更なる安全対策を講ずる措置をとることを求めている。

#### 4 事故ケースから学ぶべきこと

当該校では、タワー型の組体操の実施については、職員会議で協議され実施することとなった。練習計画は詳細に示され、安全対策として、生徒に対して当該種目の危険性と集中して練習に取り組むことや落下防止のための手立て等を事前に指導している。また、万が一の落下に備えて、教員を複数配置して臨んでいることや緊急体制が整えられているなど計画上は整備されていた。しかし、生徒の体力面から4段タワーの成功の可能性、習熟状況、ヒューマンエラーなどを考慮し、種目設定や安全配慮が適切だったかは判断が難しい。

体育では、種目に関係なく大なり小なり危険性は伴うものであるが、落下の可能性を考えた場合、危険性を減らす内容変更や練習方法、更には補助者の設置・マットなどの安全対策設備など各学校で更なる検討が必要である。

#### 5 裁判の判例等から

平成2年に、高校の体育大会において、体育コースの選抜メンバーによる8段人間ピラミッドにおいて、6段前に崩落により最下段にいた生徒が下敷きとなり、頸椎脱臼骨折及び脊髄損傷による傷害から四肢麻痺の後遺症が残る事故の裁判(福岡高判・平成6年12月)では、人間ピラミッドの種目の採用自体は判断されず、練習中の7段の2回の失敗から見直しをしなかったことや生徒の要望による8段の人間ピラミッドを安易に採用したことが批判され、前年度の失敗を分析せず、8段の人間ピラミッドの崩落に伴う事故防止対策を講じないまま実施したこと、5段の目標段数を設置し完成したところ、急遽段数を変更し6段に取り組ませたこと、更に補助体制が不

十分なことなどから学校の安全配慮義務違反があるとされた。

#### 6 学校の事故防止のための注意義務

##### (1)種目の設定

前年度の当該種目の成功や失敗の分析、今年度の生徒の体力・筋力やバランス感覚等の実態把握、当該種目の意義とねらいなどを総合的に判断して設定すること。

##### (2)指導計画の策定

危険性の伴う種目では、練習初日から実施日までにいかなる危険性があるか予見した上で、それぞれにおいて適切な事故防止措置をとること。また、予見される事故と、その防止のための練習の仕方や心構えを生徒や教師に事前に指導すること。

##### (3)指導計画の適切な変更

練習日ごとに反省会を実施し、生徒の習熟状況や練習における問題性を洗い出し、指導方法の変更や技の難易度を下げるなど計画の見直しを適宜すること。

##### (4)危険度の高い技の組み立て方や崩れ方

「タワー」や「ピラミッド」では、それぞれの組み方や崩れ方を練習段階から段階的に取り入れ、崩落の状態を事前に体験させ、より良いバランスのとり方や事故防止の手だてについて訓練する必要があること。

##### (5)崩落に備えた監視と落下防止支援

組体操では、途中崩壊は不可避な現象であり、崩壊の気配を感じるための監視と、前後左右に落下を防ぐ複数の人員配置(教師や補助生徒等)は不可欠であり、落下衝撃を減少させる設備等も考える必要があること。(先の判例の事故でも前方に教員4名と後方に12名の補助生徒が配置されていた。)

#### 7 おわりに

残念なことに大きな事故は、常に予見可能性と結果回避可能性があったにも関わらず、回避措置を講じなかった事例が多い。各学校では、従前にも増してきめ細かな指導と事故防止に努めることが大切である。